

2017年 アマチュア訓練ジーガー競技会・課目と規定

全般的な規約

- 1、 全ての課目作業の際に、犬にチェーンカラーを付けていても良いが、それをつかんで誘導してはいけない。しまらないようにしなくてはならない。革製の首輪や、スパイク首輪を付ける事は禁止する。
- 2、 犬から引き紐を外した後は、紐を肩に掛けるか「たすき掛け」等にする。ポケットに入れる事は禁止する。

《規定と実施要領》

- (1) 原則として嗅覚作業、服従作業、防衛作業の順に行う。
- (2) 命令用語(声符)は指導手の任意とする。
- (3) 犬に指示を与える際、声視符を併用しても良い。一動作、一声視符を標準とするが、脚側行進中の方向変換での指示声符は許される。
- (4) 指導手の直前停座から脚側停座へ移行させる時、犬は直接脚側停座へ移ってもよいし、指導手の周囲をまわって脚側停座してもよい。

1. 足跡追求課目 (100点)・S-1、D-1

※追求開始時や途中物品発見後の再スタートにおいて、リードでショックを与えるような補助的行為や、犬に負荷を与える行為は減点対象となります。

- (1) 未知人による**4屈折約220歩**の不定形足跡とし、若干の伸縮をすることもある。
- (2) 物品(木片)、起点1個、途中1個、終点1個、計3個。
- (3) 捜索紐は10mとする。
- (4) 実施要領

指導手は犬を伴い指定場所につき、審査員のもとで犬に脚側停座を命じ、ゼッケン、犬名、指導手名を申告し、犬が物品を「くわえ上げるか」か「指示する(ポイント)」か又、搜索紐を離して追求するか、搜索紐の末端を指導手が持つて追求するかは選択制とし、審査員に申告する。

作業開始は印跡終了後、一定時間を定めて審査員の指示で開始する。

首輪、又は胴輪に、搜索紐をつけて起点に至り、遺留してある物品の臭気をとらせた後、追求作業に入る。搜索紐が伸び切らぬいうちは、追求のやり直しは認めるが、搜索紐が伸び切った後は、やり直しは認めない。「サガセ」の指示で犬が前進し始めても指導手は出発点に止まり10mの搜索紐を順次手から繰り出し、出し切る直前で搜索紐の末端をもつ

て、約10mに距離は維持しつつ犬に追従する。紐なしで追求作業を行う場合も約10mの距離は維持しなければならない。犬は、物品を発見すると、指導手の指示なしで、指導手が申告した方法で物品の発見動作を確実に示さなければならない。犬が遺留品を発見した確実な動作を示したなら、審査員の指示なしで、指導手は搜索紐を放し、常歩で犬のもとに行き遺留品を手に高く上げ、審査員に犬が第一物品を発見したことを示す。引き続き作業を行なうが、搜索紐が伸びきるまではスタートと同じ要領とし、搜索紐が伸び切った後、後方からの距離を保ちつつ追従する。指導手は最終コーナーにて停止し、犬が最終物品を発見した確実な動作を示したなら、審査員の指示なしで、常歩で犬のもとに行き遺留品を手に高く上げ、審査員に犬が物品を発見したことを示す。この際、犬に「マテ」などの指示を与える行為は減点対象とする。審査員に物品3個を提示し作業を終了する

搜索紐が樹木等の障害物にかかり、犬が進行できない時は、審査員の承諾を求めてこれを脱し、起点と同じ要領で再び発進させる。足跡よりの離脱範囲は左右約15歩、最終より先方20歩としますが、犬が離脱範囲を超えたようになった場合、その場で犬を呼び戻す「サガセ」の指示を与えても良い事とします。但し、犬を呼び戻す招呼に準ずる声符(コイ)や、犬の名前を呼ぶ事は禁止します。指示の回数や、指示を与えた後の犬の作業態度により、減点の幅や作業を中止とするか否かは審査員の判断とする。

2. 服従課目 (100点)・S-2、D-2

全ての作業中、犬に指示を与える際、声視符を用いて良い。

(1) 紐無し脚側行進 (10点)

コの字型(60歩)往路常歩、復路速歩。

指導手は犬を伴い指定場所につき、脚側停座した犬から引紐を解き、これを肩にかけるか、たすきがけにする。審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。

出発点で脚側停座し、審査員の指示により、指導手の声符で嬉々として犬は指導手の左側で膝の位置に肩甲骨の線を守り、それより前後したり離れてはならない。指導手は反転後、停止したならば直ちに、犬に脚側停座をさせる。(コーナーでの指示声符を与える事は可)

(2) 速歩行進中の立止 (10点)

脚側停座から、速歩行進中、第一コース中間地点で指導手は歩度を変えたり、振り返ることなく、声符を与え犬を立止させ、指導手はそのまま第一屈折地点まで

前進し、犬に対面する。審査員の指示により速歩で犬のもとに戻り、犬の右側に立ち、審査員の指示で、犬に脚側停座を命ずる。(犬のもとに戻るときは、立止している犬に向かって右側から後方を回って脚側停座させる。)

(3) 速歩行進中の伏臥 (10点)

続いて脚側停座から、速歩行進中、第二コース中間地点で指導手は歩度を変えることなく、声符により犬に「伏臥」を命じ、指導手はそのまま第二屈折地点まで前進し、犬に対面する。審査員の指示により速歩で犬のもとに戻り、審査員の指示で、脚側停座を命ずる。(要領は(2)に準ずる。)

(4) 常歩行進中の待座及び招呼 (10点)

脚側停座から、常歩脚側行進で進み、第二屈折地点から5歩の地点で指導手は歩度を変えることなく、犬に「停座」を命じ、指導手はそのまま所定の位置まで前進し、犬に対面する。審査員の指示で犬を招呼する。犬は嬉々として帰来し、指導手の直前に停座する。確実に停座したならば審査員の指示なしで、犬に脚側停座を命ずる。(この時、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い)

(5) 1kg ダンベル持來 (10点)

脚側停座から、ダンベルを所定の位置より約10m前方に投げ、審査員の指示により、犬に「持來」を命じる。犬は迅速な歩度でダンベルの所に行き、直ちにくわえ上げ、指導手のもとへ持來する。この時「モッテコイ」等、犬に指示を与えてよい。犬はダンベルをくわえたまま指導手の直前に停座する。約3秒後、審査員の指示により指導手は、声符を命じ、ダンベルを受け取り、指示により脚側停座させる。(この時、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い)犬が脚側停座するまで指導手は位置を変えてはならない。

(6) 高さ1m 障碍往復飛越 (10点)

障害から任意の位置で脚側停座し、審査員の指示により、声符で犬に障碍飛越を命ずる。犬が障碍を飛越したならば、その場で「マテ」の指示を与える。

確実に犬が停止したならば審査員の指示なしで、指導手は犬に障碍飛越を命ずる。障碍飛越後は招呼の要領で正面停座をさせた後、脚側停座を命ずる。(この時、

犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い) 指導手は犬を発進させてから、往復飛越後、脚側につけるまでの位置を変えてはならない。

(7) 前進と3姿勢 (30点)

脚側停座から、指導手は腕を前方に上げて、犬に前進を命じる。犬は迅速な歩度で約30歩指示された方向に前進する。犬がこの距離に達したら、審査員の指示なしで、犬に「停止」の指示を命ずる。犬は立止の状態から、審査員の指示により「停座」を命じ、続いて審査員の指示により「伏臥」を命じ、更に審査員の指示により「立止」を命ずる。犬に立止を命じた後、審査員の指示により招呼し、指導手の直前に停座させる。確実に停座したならば審査員の指示なしで、犬に脚側停座を命ずる。(この時、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い)

3姿勢と招呼に至るまでの審査員の指示の間隔は各々約3秒間とする。

(8) 休止及び銃声確固性、5分、(10点)

指導手は脚側行進で犬を伴い、所定の位置についた後、指示により「伏臥」を命じ、常歩で犬の方を振り返ることなく審査員の指示する遮蔽下に隠れる。約4分後発砲を行う。審査員の指示により犬のもとに戻り、審査員の指示で脚側停座させ作業を終わる。

発泡前に逸走した犬には、銃声テストを追加する。

銃声に対し逸走した犬は不合格とし、以後の作業は中止する。

3. 防衛課目 (100点)・S-3、D-3

<実施作業>

この作業は、電光型4ヶ所の隠れ場所を点検させる。

ヘルパーは、片袖の防護衣を着用し、ムチは利き腕に持ち、振って犬を攻撃するが、直接犬にムチは殴打しない。

(1) パトロール (10点)

指導手は犬を紐無しにして出発点につき、片腕を上に上げて作業開始の準備ができた事を示す。審査員の指示で作業を開始する。

指導手は犬に「コモに向かわせる為の行動」「指導手のもとに戻らせる為の行動」

を促す。(犬名の兼用は可) 各1声符を使用しながら、コースのほぼ中央を行進しつつ指導し、犬は常に指導手の前を走り、犬をコース順に進ませる。犬がヘルパーの隠れる最終のコモに到達したら指導手は停止し、一切声視符の使用は許されない。

(2) 禁足咆哮 (20点)

犬はヘルパーを発見したら約10秒間の禁足咆哮を行う。審査員の指示で指導手は常歩でヘルパーの隠れ場所から約3mの所定の位置に行き、審査員の指示により犬を呼び戻し脚側停座させ、監視する。指導手はヘルパーに隠れ場所から約5歩の所定の位置まで出るように指示する。

(3) 追捕 (20点)

審査員の指示で、指導手と犬は脚側行進にて、ヘルパーから約5歩の待機位置に移動する。指導手と犬は待機位置で「伏臥」指示前に脚側停座を行う。続いて「伏臥」の命令で犬は即座に反応して伏せる。ヘルパーを冷静な態度と集中力のある監視態度で注視する。指導手は監視を続いている犬を残しテントに戻り、犬とヘルパー、審査員の位置を常に確認する必要がある。審査員の指示でヘルパーは逃走を図る。ヘルパーが逃走したと同時に、指導手は「防御を促す声符」を犬に命じる。犬は躊躇なく効果的に逃走阻止行動を実施し、存在感ある力強い咬捕で効果的に逃走を阻止する。ヘルパーが静止すれば咬捕を中止するが、その際、一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。指導手は審査員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。

(4) 禁足から防衛 (20点)

審査員の指示でヘルパーはムチを振り上げ犬に攻撃をしかける。犬は指導手の命令なく直ちに反撃し再び咬捕し、ヘルパーの攻撃を防衛、阻止する。犬が完全に咬捕したら、ヘルパーはムチを振るが、犬に殴打してはならない。ヘルパーが静止すれば咬捕を放し、禁足に移る。審査員の指示で指導手は犬のもとに行き、脚側停座を命じる。この時は「ムチ」は取り上げない。

(5) 背面護送 (5点)

引き続き、約30mの背面護送を行う。指導手はヘルパーに前に進むように命じ、犬と指導手は脚側行進で、ヘルパーの約5歩後方を護送する。

(6) 背面護送から奇襲 (20点)

背面護送中、ヘルパーは止まることなく突然反転し、犬を奇襲する。犬は指導手の命令なくヘルパーを咬捕し、奇襲を阻止する。指導手はその場に立ち止まる。ヘルパーが静止すれば咬捕を放し禁足する。

(7) 並列護送 (5点)

審査員の指示により、指導手は犬の元に行き脚側停座させ、ヘルパーを数歩後ろに下がらせる。犬を伏臥させた後、ヘルパーを身体検査しムチを取り上げる。指導手は犬の元へ戻り、引き続き犬を伴い、ヘルパーと指導手の間に犬を入れ、その場で一旦、脚側停座をさせた後、審査員のもとまで並列護送し、審査員にヘルパーとムチを引き渡して終了する。

注1. 噛まない犬、鞭攻撃に怯む弱い犬に対しては審査員の判断により作業を中止させる。

注2. 「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査員の指示で第2声符を命じる。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

4. ZPr 服従 (100点)・S-4、D-4 (ZPrの6課目)

全ての作業中、犬に与える指示声符は任意とし、声視符を用いてもよい。

(1) 紐無脚側行進 (20点)

審査員の指示により、脚側停座した犬から引紐を解き、これを肩にかけるか、たすき掛けにする。審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。

コースはコの字型(45歩)とし、往路は常歩、復路は速歩とする。指導手は復路スタート地点に戻り、反転後、停止したならば直ちに、犬に脚側停座をさせる。(コーナーと反転の際、犬に指示の声視符を与えて良い。)

(2) 常歩行進中の立止 (10点)

脚側停座から、常歩行進中、第一コーナー中間地点で指導手は歩度を変えたり、振り返ることなく、犬に「立止」を命じる。指導手はそのまま前進し、第一コーナーで反転し犬に正面し停止する。審査員の指示により犬のもとに戻り、犬の右側に立って、審査員の指示で脚側停座させる。(犬のもとに戻るときは、立止している犬に向かう

て右側から後方を回って脚側停座させる。)

(3) 常歩行進中の伏臥 (10 点)

続いて脚側停座から、常歩で脚側行進を行い、第二コース中間地点で指導手は歩度を変えたり、振り返ることなく、犬に「伏臥」を命ずる。指導手はそのまま第二コーナーまで前進し、犬に対面し停止する。審査員の指示により犬のもとに戻り、犬の右側に立って、審査員の指示で脚側停座させる。(要領は上記に準ずる。)

(4) 待座及び招呼 (20 点)

脚側停座から引き続き常歩行進を行い、第二コーナーから 5 歩の地点で一旦停止し、「脚側停座」を命じ、犬を待座させ、指導手はそのまま最終地点まで直進し、犬に対面する。審査員の指示で犬を招呼する。犬は喜々として帰来し、指導手の直前に停座するか、又は直接、脚側に停座する。声符「アトエ」で脚側停座させる。(直前に停座した場合、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い。)

(5) 650g ダンベル持來 (20 点)

脚側停座から、ダンベルを所定の位置より約 8m 前方に投げ、審査員の指示により「持來を促す声符」を命ずる。犬は迅速な歩度でダンベルの所へ行き、直ちにくわえ上げ、指導手のもとに持來する。この時、「モッテコイ」等、犬にも指示を与えて良い。犬はダンベルをくわえたまま指導手の直前に停座することを原則とするが、直接指導手の脚側に停座しても良い。審査員の指示により指導手がダンベルを取り上げるまで、これをくわえていなければならない。犬を指導手の前に停座された場合には、ダンベルを受け取り、審査員の指示なしで犬に脚側停座を命ずる。犬が脚側停座するまで指導手は位置を変えてはならない。(直前停座した場合、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い)

(6) 高さ 80cm 障害飛越(片道) (20 点)

障害から任意の位置に犬を紐無しで伴い脚側停座させた後、審査員の指示により犬に障害を飛越させる。犬が飛越したら指導手は、声符「マテ」を命じ、審査員の指示により指導手は障害を迂回して犬のもとに戻り、審査員の指示で脚側停座を命ずる。指導手は、犬を伴って障害の前に立ってから飛越後、声符「マテ」の指示で犬が停止するまで、その位置を変えてはならない。

5. CDJ (100 点)・S-5、D-5

(CDJ の 5 課目)

全ての作業中、犬に指示を与える際、声視符を用いてもよい。

コースはL字型(30 歩)とする。

(1) 紐付き脚側行進 (20 点)

審査員の指示により、審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。コースはL字型(30 歩)往路は常歩、復路は速歩とする。指導手は復路スタート地点に戻り、反転後、停止したならば直ちに、犬に脚側停座をさせる。(コーナーと反転の際、犬に指示の声視符を与えて良い。)

(2) 紐無し脚側行進 (20 点)

審査員の指示により、脚側停座した犬から引紐を外し、これを肩に掛けるか、たすき掛けにする。要領は紐付き脚側行進と同じ。

(3) 伏臥(停座中指示) (20 点)

脚側停座している犬を、審査員の指示により伏臥させ、約3秒後に審査員の指示により、脚側停座を命ずる。

(4) 立止(常歩行進中) (20 点)

審査員の指示により指導手は、スタート地点より常歩行進中、第一コース中間地点で一旦立ち止まり、犬をその場に立止させる。その後、指導手は第一コーナーまで直進し、反転して審査員の指示により犬のもとに戻り、犬の右側に立って、審査員の指示で脚側停座を命ずる。(犬のもとに戻るときは、立止している犬に向かって右側から後方を回って脚側停座させる。)

(5) 待座招呼 (20 点)

続いて脚側行進で直進し、第一コーナーで反転し、コーナーから5歩の地点で一旦停止し、脚側停座させ、犬に待座を命じ、指導手はそのままスタート地点まで戻り、犬に対面する。審査員の指示で犬を招呼する。犬は喜々として帰来し、指導手の直前に停座するか、又は直接、脚側に停座する。声符「アトエ」で脚側停座させる。(この時、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い。)

6. 物品選別課目 他臭 (100 点) S-6、D-6

1 頭につき同人の原臭(布片)にて 4 回実施する。(原臭は布片の移行臭)

選別台上に配置した誘惑臭物品の中から 1 個の本臭物品を持來させるもので、出発点と選別

台上の距離は 10 mとする。作業時間は開始の指示があつてから 1 分とする。(1 個の本臭物品を 4 個の誘惑物品(2 名の誘惑臭)の中から本臭物品を選別持来させる。)

犬及び指導手の作業態度も審査対象とする。

7. 物品選別課目自臭(100点)S-7、D-7

指導手は犬を出発点に伴い、選別台に対し反対向きに脚側停座させ、審査員の指示を待つ。自己の体臭付着物品 1 個(唾液・犬臭等をつけてはならない)とともに他人臭同一人の誘惑物品 4 個を、約 10m 前方の選別台上に配置する。審査員の指示により反転し犬を脚側停座させる。本臭物品(原臭)を嗅がせ、選別台に向けてスタートさせて作業を開始する。犬が物品の所在を発見するまでは、声視符による方向指示をしても良いが、犬が物品の所在を発見したら、一切の声視符を禁ずる。但し、犬が物品を完全に咥え上げたならば招呼する。

この作業は適当な間隔を置き、物品の配置を変えて(審査委員の指示による)原則として 3 回実施する。1 回の制限時間は限定せず、物品は 5 個とし、審査委員の承認を得た物品とする。

この作業の採点は次のとおりとする。

3回成功 90点

2回成功 60点

1回成功 30点 *選別態度 10点

計 100 点

以上